

# 相 談 事 例

ID : 03-01-002

相談タイトル

賃貸アパートの更新手数料について

Q : ご相談内容

4月がアパートの更新月だが、更新手数料2万円程の請求をされた。今まで住んできた賃貸住宅では、更新手数料など無かった。説明も受けていない。支払う必要があるのか。

A : 回答

賃貸物件の更新時にかかる費用については、「更新料」として貸主（大家）に支払うものと、「更新事務手数料」として管理会社（不動産会社）に支払うものが一般的にあります。

「更新手数料」というと、管理会社に支払う事務手数料と思われるので、その費用については、内訳などの説明を求め、その妥当性などを検討してもよいと考えます。

契約書には「更新手数料有り」の記載があるが金額の記入が無いことや、契約時に説明も無かったとのことであると、減額などの金額面も含め話し合い（交渉）を行うことは出来ると思います。